

# 児童虐待から子どもたちを守ろう

あなたの「もしや？」が子どもを救います

近年、全国的に児童虐待が増加しています。虐待は子どもに対する重大な権利侵害であり、その防止に向けて社会全体で取り組む必要があります。あなたの早期発見・早期通告(連絡)が子どもを虐待から救います。

児童虐待とは？

児童虐待の防止等に関する法律(以下、「児童虐待防止法」という。)では「児童虐待」を、保護者がその監督・保護する児童(十八歳未満の者)に対して行う次のような行為と定めています。

## 身体的虐待

- 殴る、蹴る、激しく揺さぶる
- 熱湯をかける、おぼれさせる
- たばこの火を押しつける
- 投げ落とす、逆さづりにする



## 性的虐待

- 児童へのいん行
- 性的行為の強要
- 性器や性交を見せる
- 児童ポルノの被写体にする



## 怠慢または拒否(ネグレクト)

- 児童を家に残したまま度々外出したり、車などに長時間放置したりする
- 下着などを替えさせず不潔なままにする
- 適切な食事を与えない
- 登校する意思がある児童に登校させない



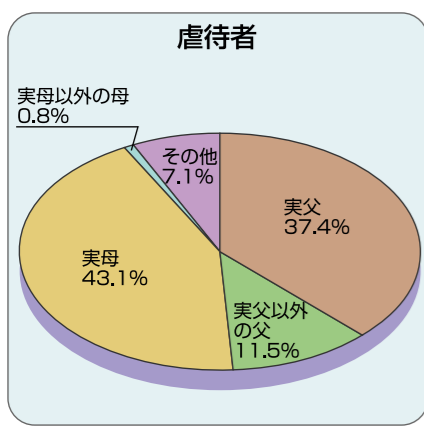
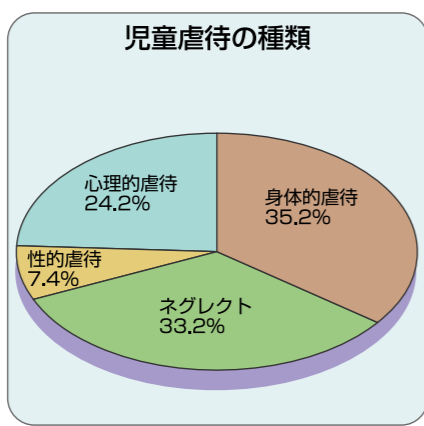
## 心理的虐待

- 言葉で脅かす
- 他の兄弟と著しく差別的な扱いをする
- 児童を無視したり拒否的な態度を示す
- 児童の心を傷つけるような言動をする



### 児童虐待の状況

昨年度の県児童相談所における児童虐待処理件数は、三百六十四件です。虐待の種類では、身体的虐待が三五・二%で最も多く、次にネグレクトとなつています。虐待者は、実母が最も多く、次に実父と続き、両親による虐待が多いことがわかります。



### 見つけたらすぐに通告を

「虐待を受けたと思われる児童」を見つけたときは、最寄りの市町村の窓口(児童福祉担当課)や児童相談所などに通告してください。

児童虐待防止法では、「虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに児童相談所等に通告しなければならぬ」と定めています。また、通告者の情報を漏らすことはありませので、通告した方の秘密は守られます。

「虐待を受けたと思われる児童」の例

- 身体、顔に不自然な打撲等のある児童
- 季節に合わない服を着た児童
- 戸外へ放り出された児童
- 家の中から助けを求め悲鳴、泣き声を出す児童 など

### 児童虐待を防ぐために

#### 保護者の方へ

子育てについて不安や悩みをもつていませんか。例えば、  
● 自分だけが子育てをうまくできていない

### 見つけたらすぐに通告を

● 助けてくれる人がいない  
● 子どもの行動が気に入らない  
● この子がいなくなれば、などと思ってしまう

このような場合には、ひとりで悩まず、市町村の窓口や児童相談所、警察などに相談しましょう。

#### 子供たちへ

次のようなことで、困っていませんか。  
● 家族の誰かに嫌なことを言われたり、嫌なことをされる  
● お腹がすいても食べるものがない  
● たたかれたり、なぐられたりして痛い思いをしている  
● こんな時は、学校の先生や近所の人に相談するか、下記の番号へ電話しよう。

### 連絡先

窓口	電話番号	相談時間
県中央児童相談所 (おきなわ子ども虐待ホットライン)	098-886-2900	24時間・365日
県コザ児童相談所	098-937-0859	8:30~17:30 (月~金)
県警察本部 ヤング・テレフォンコーナー	0120-276-556	10:00~18:00 (月~金)
県警察本部 警察安全相談	098-863-9110	24時間・365日

※各市町村児童福祉担当課でも受け付けています。

※各警察署等でも、受け付けています。また、現に虐待行為が行われ、児童の生命身体に危害が加えられているなど緊急の場合は「110番通報」してください。

## 11月は 児童虐待防止推進月間です

子どもを虐待から守るための5ヶ条

1. 「おかしい」と感じたら迷わず連絡(通告)
2. 「しつけのつもり…」は言い訳(子どもの立場で判断)
3. ひとりで抱え込まない(あなたにできることから即実行)
4. 親の立場より子どもの立場(子どもの命が最優先)
5. 虐待はあなたの周りでも起こりうる(特別なことではない)

お問い合わせ ● 県警察本部少年課 TEL:098-862-0110

お問い合わせ ● 県青少年・児童家庭課 TEL:098-866-2174 FAX:098-868-2402